

# クレジットカード分野に係る API連携の推進に関する検討会とりまとめ（案） （概要版）

2026年3月3日

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引・消費経済政策課

# API連携の推進の社会的意義

- キャッシュレス決済比率が4割を超えた現状において、その大部分を占めるクレジットカード分野のデータを利活用することは、デジタル社会の実現や国民の家計の安定的な資産形成に寄与する。クレジット分野におけるデータ利活用は既に一定進んでいるが、データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、より一層の推進が望まれる。
- クレジットカード分野におけるデータ連携方法には、スクレイピングとAPIが存在するが、セキュリティ等の観点からAPIの方が望ましい。

データ利活用により  
実現される世界

## デジタル社会の実現

- ・デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
- ・中小企業のバックオフィスのデジタル化

例)

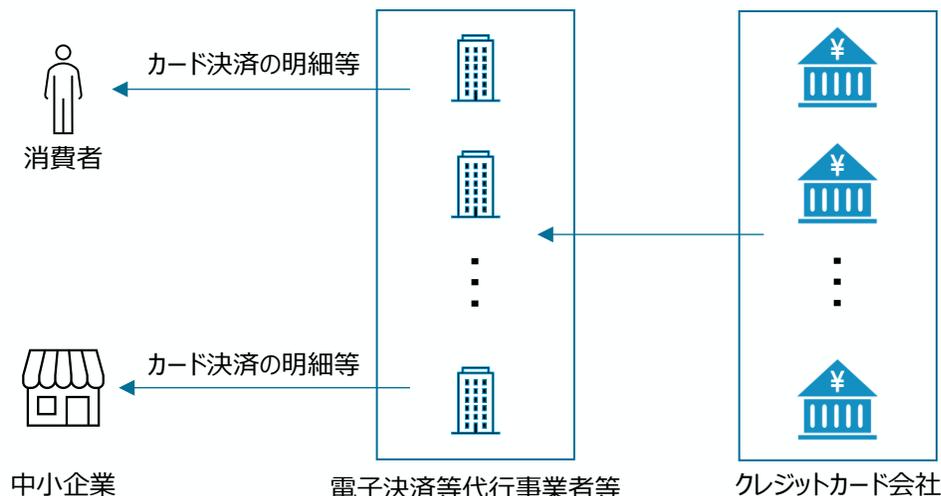
- ・支出情報や負債情報が一覧的に確認できる
- ・自分のニーズに合った金融商品を選択できる

例)

- ・経理業務の削減ができる

## 家計の安定的な資産形成

- ・家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行うことができる



APIにより実現される  
安全・正確・効率的な  
データ連携・利活用

- ・ID/Passを第三者（例：電代業）に預けることなくデータの連携、利活用が可能。
- ・（スクレイピングと比して）より正確に速く情報が連携できる。
- ・クレジットカード会社のWebのセキュリティ向上（パスキーの導入等）があっても、データの連携、利活用が継続可能。

# API連携の推進の事業者にとっての意義

- クレジットカード会社にとっても、カード会員への提供価値の向上や新たな収益源の獲得といったメリットが想定され、実際に海外ではAPI連携による新しいビジネスが創出されているケースもある。
- 電子決済等代行業者（以下、電代業）等にとっても情報をより正確に速く取得可能である等のメリットがある。

## クレジットカード会社、電代業にとっての意義

クレジットカード会社、電代業それぞれにとってもAPI連携の意義はある。

分類	メリット
クレジットカード会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（連携先サービスも含めた）カード会員への提供価値の向上</li> <li>・既存カード会員の満足度向上、新規カード会員の獲得</li> <li>・新たな収益源の獲得、ビジネスの創出</li> <li>・外部アクセスによるシステム負荷の低減</li> </ul>
電代業※等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報をより正確に速く取得可能</li> <li>・カード会社のホームページ改修に伴うシステム対応が不要</li> </ul>

※電子決済等代行業（電代業）

銀行法の業種の1つで、①預金者の委託を受けて、銀行に対して決済指図（送金指示）の伝達を行う、または②預金者等の委託を受けて、口座情報を収集し、預金者等に提供するもの。クレジットカードのデータ取得に関する定めはないが、**本資料においては、「顧客からの依頼に基づきクレジットカード会社等、非銀行の企業も含めた金融データ全般を収集し、顧客にデータを提供する業」とする。**

## 海外事例（豪州のスタートアップThriday）

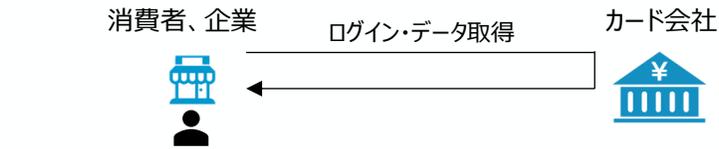
・入出金のデジタル化とAIを活用した仕訳・キャッシュフロー・税額見込みの算出等によって、経費・インボイス・仕訳・債権管理・決済・納税といった個人事業主の活動を一体的に支援し、煩雑な経理事務から解放。



# クレジットカード分野におけるデータ連携

- クレジットカードデータについては、消費者が直接カード会社のWebページやアプリから参照するパターン（下図1）と、電代業等（家計簿アプリ等）を経由するパターンがある。後者のパターンには、スクレイピング（下図2）とAPI（下図3）という方法がある。
- APIは、「Application Programming Interface」の略称で、異なるシステム（企業）間でデータを授受するためのインターフェース（授受する項目や接続方法等の仕様）のこと。データ授受を目的に仕様を定義するため、必要最低限のデータの授受のみ行い、処理も簡便。
- APIのスクレイピングに対する優位性としては、セキュリティの高さ（ID/パスワードを預からない）が挙げられる。

No	取得方法	
1	直接	-
2	第三者経由	スクレイピング
3		API連携



消費者、企業が、カード会社が提供するアプリやWebサイトにログインし、データを自ら取得する。



電子決済等代行業者が**消費者、企業からID/PWを預かって、カード会社のWebサイトにログイン**し、Webサイトの中から利用者のデータを取得する。  
※カード会社側に専用の仕組みは不要で、消費者、企業向けWebサイトがあればよい。



カード会社が**API仕様等を定め、電子決済等代行業者がそれに則ってカード会社に接続**し、利用者のデータを取得する。  
※カード会社はAPIを受けるための仕組みを構築する必要がある。

# クレジットカード分野におけるAPI推進の経緯

- 「未来投資戦略2017」（2017年6月閣議決定）を受けて、2018/4に経済産業省がAPIガイドラインを策定し、公表。以降、民間事業者中心に取組が進められてきた。

## 未来投資戦略2017

「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進」をしていく方針が示された。

### キャッシュレス化の推進

(残された課題)

・海外諸国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展していない。キャッシュレス決済の安全性・利便性の向上、事務手続の効率化、ビッグデータ活用による販売機会の拡大等を図ることが課題である。

(主な取組)

- ・クレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、カード決済のコスト削減や消費者の利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進を図りつつ、レシートの電子化促進のためのフォーマットの統一などの環境整備を本年度内に行う。

### iv) キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等

- ・割賦販売法の一部を改正する法律において措置したクレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、FinTechの活用によるカード決済のコスト削減や消費者にとっての利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・FinTechの活用等を通じた消費データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進や、レシートの電子化を進めるためのフォーマットの統一化等の環境整備を本年度内に行う。

## 対応経緯

法律改正ではなくガイドラインの策定が望ましいとの結論から、2018/4にAPIガイドラインを公表。

時期	対応内容
2017/3～ 2017/6	カード会社とFintech企業とのAPI連携のあり方に関して議論
2017/5	割賦販売小委員会報告書において、APIの連携については、イノベーション創出等の観点から、法律改正でなくガイドラインの策定が望ましいとの結論づけ。
2017/6/9	「未来投資戦略2017」の閣議決定
2018/4	経済産業省が、「クレジットカードデータ利用に係るAPIガイドライン」をとりまとめ・公表
2019/4	(一社)キャッシュレス推進協議会が、「キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン」をとりまとめ・公表

# クレジットカード分野におけるAPI対応状況

- 現状、法的義務付けがない状態で調査対象の約7割※1のカード会社が1社以上とAPI接続している。
- 電代業A社とAPI接続しているカード会社は、約3割※2である。

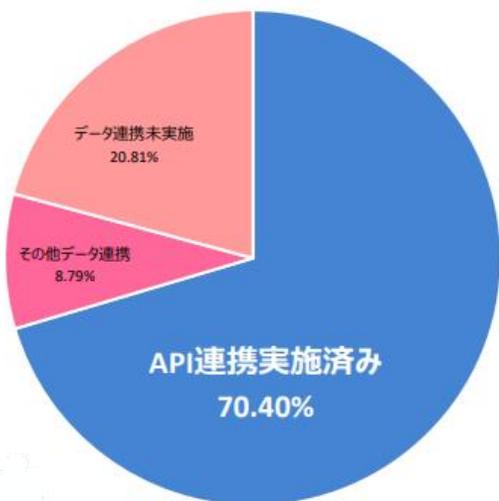
※1：日本クレジット協会のアンケート調査対象に対する割合（取扱高ベース）。調査回答会社全社の取扱高は業界取扱高の約9割を占める。

※2：電子決済等代行業者A社におけるアクセス口座数上位30社のうち、APIアクセスがあるのは5社（取扱高で約28%）。

## API連携のシステム投資

・日本クレジットカード協会によれば、1社以上とAPI接続しているカード会社は取扱高ベースで調査対象の約7割にのぼる。

取扱高に占めるAPI連携実施済みの割合



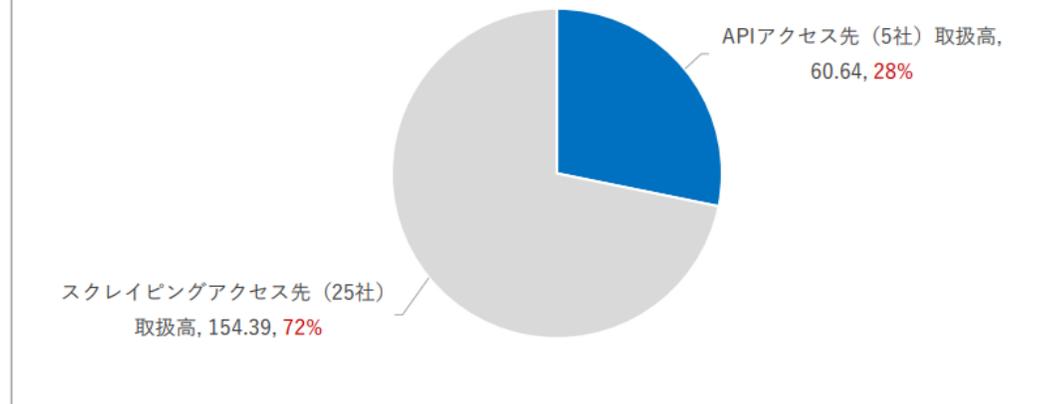
調査対象：カード会社（各業態、規模から抽出）  
調査回答会社全社の取扱高は業界取扱高の約9割を占める  
算出方法：分母を調査回答会社全社の取扱高とし、分子を連携実施状況別に各社合算のうえ計上

出所：クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会 第1回 資料5 プレゼンター説明資料（一般社団法人日本クレジット協会）

## API接続

・電代業A社によれば、A社からのアクセス口座数上位30社のうち、APIアクセスがあるのは5社（取扱高で約28%）である。

取扱高の割合  
(単位：兆円)



出所：クレジットカード分野に係るAPI連携の推進に関する検討会 第1回 資料6 プレゼンター説明資料（一般社団法人電子決済等代行業者協会）

# API連携の推進に関する今後の方向性

- API連携の社会的な意義やスクレイピングの課題等を考えれば、中期的にはAPIに移行すべきである。また、データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、クレジットカード会社が多くの事業者とAPI連携をすることが望ましい。
- API連携のシステム初期投資には相応のコストを要する一方で、その後の接続先追加については、初期投資と比較して低いコストで対応可能。また、昨今のセキュリティ強化の方向性も踏まえれば、API連携のシステム初期投資後は、API接続先が徐々に拡大することが期待される。
- そのため、まずはAPI連携のシステム初期投資を推進することが重要であり、官民で推進していく必要がある。
- 上記と並行して消費者の利便性、セキュリティに配慮したデータ連携の在り方について議論を行っていくことも重要である。

分類	説明
API連携のシステム初期投資	<ul style="list-style-type: none"><li>・API連携に必要な基盤システムを構築し、1社以上とAPI接続を行う。</li><li>・API接続先については、各社の判断で選択する。</li></ul>
API接続先の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>・API接続先（API連携によりデータ授受する事業者）を増やす。</li><li>・セキュリティ強化の方向性を踏まえ、徐々に民間で進んでいくことが期待される。</li></ul>

# API連携の推進のアプローチ

- EU、イギリス、オーストラリアにおいては、分野横断の法律で第三者への情報連携を義務付けており、銀行分野でのAPI義務化の議論が行われた。一方、アメリカでは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携について慎重に議論されている※。日本においても分野横断の法律で第三者への情報連携は義務づけられていない。

※銀行協会による訴訟を契機にCFPB（消費者金融保護局）にて規制内容を見直し中。

- EU、イギリス、オーストラリアで法目的になっている競争促進、消費者保護といった課題やその他日本市場の特性を踏まえ、議論を行った結果、現状を鑑みるに義務付けは難しいという方向性であった。
- 他方で、API連携は社会全体に意義があるものであり、中期的にはAPI連携に移行すべきであると考えられることから、法的な義務付けではないアプローチ（例：政府目標の設定等）で政府もAPI推進を後押ししていく必要がある。

観点	海外	日本
第三者への情報連携の法的義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>EU、イギリス、オーストラリアは、分野横断の法律で義務づけられている。</b></li> <li>● アメリカにおいては慎重に議論がされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点では<b>分野横断の法律での義務付けはない。</b></li> </ul>
海外での法目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EU、イギリス、オーストラリアは<b>競争促進</b>、それによる<b>消費者保護</b>（経済的な不利益からの保護等）が大きな目的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他決済手段（デビットカード、コード決済、電子マネー等）との競争も含め、一定程度<b>競争が進んでいる。</b></li> <li>● マンスリークリアが中心であり、マンスリークリアの取引については消費者は手数料を払っていない。</li> </ul>
その他考慮すべき日本市場の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クレジットカード発行会社の大部分は銀行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クレジットカード発行会社はクレジットカード専業（銀行とは別）。</li> <li>● <b>電代業とクレジットカード会社が提携等を通じて競争関係にあるケースもある。</b></li> </ul>

# 参考) 日本のクレジットカード分野の競争環境

- 日本のクレジットカード分野においては、コード決済や電子マネーといった他キャッシュレス決済手段との競争も行われており、中でもキャッシュレス決済額に占めるコード決済の割合は過去5年で8倍になっており、支払回数も大幅に増加している。

## キャッシュレス決済比率

決済額ベースで見ると、コード決済がキャッシュレス決済に占める割合は5年間で約8倍に増加（2019年の1.2%から2024年の9.6%）。

キャッシュレス決済額及び比率の内訳の推移

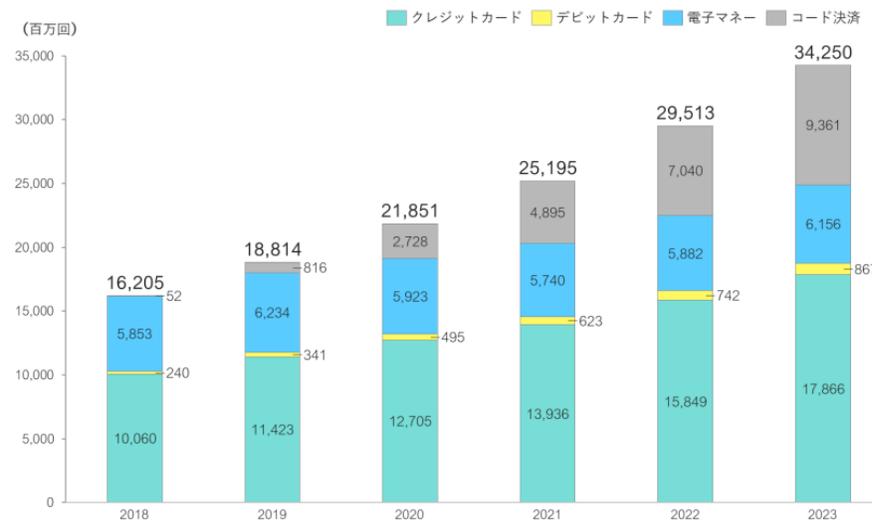
(兆円)	暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
キャッシュレス(CL)合計	決済額	64.7	73.5	81.9	85.8	95.0	111.0	126.7	<b>141.0</b>
	比率	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%	39.3%	<b>42.8%</b>
①クレジット	決済額	58.4	66.7	73.4	74.5	81.0	93.8	105.7	116.9
	CL内割合	90.2%	90.7%	89.7%	86.8%	85.3%	84.5%	83.5%	82.9%
②デビット	決済額	1.1	1.3	1.7	2.2	2.7	3.2	3.7	4.4
	CL内割合	1.7%	1.8%	2.1%	2.5%	2.8%	2.9%	2.9%	3.1%
③電子マネー	決済額	5.2	5.5	5.8	6.0	6.0	6.1	6.4	6.2
	CL内割合	8.0%	7.5%	7.0%	7.0%	6.3%	5.5%	5.1%	4.4%
④コード決済	決済額	-	0.2	1.0	3.2	5.3	7.9	10.9	13.5
	CL内割合	-	0.2%	1.2%	3.7%	5.6%	7.1%	8.6%	9.6%
民間最終消費支出	額	303.3	305.2	305.8	288.6	292.0	308.5	322.4	<b>329.8</b>

出所：経済産業省ホームページ

## キャッシュレス決済の支払件数

支払件数ベースで見ると、コード決済は過去5年で大幅に増加（2018年の52百万回から2023年の9,361百万回）。

図表3 キャッシュレス決済手段別の支払件数の推移



(出典) クレジットカード：日本クレジット協会「クレジットカード動態調査」  
 デビットカード：日本銀行「決済動向」  
 電子マネー：日本銀行「決済動向」  
 コード決済：キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

出所：(一社)キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2024」

# 参考) 海外法令等の目的・背景 (1/2)

- EU、イギリス、オーストラリアは、競争促進等の目的で、銀行に対して消費者への情報提供に加え、第三者への情報連携を義務付けている。
- 他方、アメリカは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている。

	情報連携※1義務の有無	情報連携を義務づけている法令/規則等	関連法令	法令/規則等の目的
EU	<p><b>有 (手段はAPIに限定しない)</b></p> <p>・銀行に対して、<b>第三者に情報連携する義務</b>を課している。連携手段は<b>APIに限定しておらず</b>、例外的にスクレイピングも認められている。</p> <p>・クレジットカード口座 (credit card accounts) が対象かは明確でない※2。</p>	<p><b>PSD2</b></p> <p>・統合され効率的な欧州決済市場の発展等を目的とした決済サービスに関する指令。</p> <p>・<b>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</b></p> <p><b>PSD3 (欧州委員会2023提案)</b></p> <p>・スクレイピングを禁止する方向で議論されている。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より統合され効率的な欧州決済市場の発展</li> <li>・新規参入者の取込、決済サービス提供者にとっての競争条件の公平性強化</li> <li>・決済の安全性とセキュリティの向上</li> <li>・欧州の消費者と企業の保護強化</li> <li>・サードパーティを規制していないことによるセキュリティ、消費者保護リスクの低減</li> </ul>
イギリス	<p><b>有 (手段はAPIに限定しない)</b></p> <p>・決済サービス規則と競争法それぞれで情報連携の義務が課されている。</p> <p>・<b>決済サービス規則により、銀行に対して、第三者に情報連携する義務</b>を課している。連携手段は<b>APIに限定していない</b>。クレジットカード口座 (credit card accounts) も対象。</p> <p>・<b>競争法により、大手9行に対して、標準APIにより第三者に情報連携する義務</b>を課している。</p>	<p><b>PSRs</b></p> <p>・PSD2をイギリスの法律として実装したもの。決済サービスに関する規則。</p> <p>・<b>銀行に対して、第三者への情報連携を義務付け。</b></p> <p><b>英国競争法の是正命令</b></p> <p>・市場調査制度に基づいた調査の結果、銀行市場における「<b>競争への悪影響</b>」が認定されたことを受けて発出。</p> <p>・<b>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</b></p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU同様</li> <li>・銀行市場における「競争への悪影響」の是正</li> <li>・上記による消費者・中小企業保護</li> </ul>

※1：本資料においては、「なんらかの手段で金融データを第三者に連携すること」を指す。

※2：欧州銀行監督局 (EBA) によるPSD2のレビュー (Opinion of the European Banking Authority on its technical advice on the review of Directive (EU) 2015/2366 on payment services in the internal market (PSD2)) にて、『EBAは、「決済口座」の定義について市場において様々な解釈があり、それが法的要件の適用に差異をもたらしていることを認識している。特に、プリペイドカードにリンクされた電子マネー口座、貯蓄口座、リファレンス口座、**クレジットカード口座**など、特定の種類の口座を**決済口座**として扱うべきかどうかという疑問が生じている。』との言及あり。

# 参考) 海外法令等の目的・背景 (2/2)

- EU、イギリス、オーストラリアは、競争促進等の目的で、銀行に対して消費者への情報提供に加え、第三者への情報連携を義務付けている。
- 他方、アメリカは、銀行に対して消費者へのデータ提供を義務付けているが、第三者への情報連携については慎重に議論されている。

	情報連携※1義務の有無	情報連携を義務づけている法令/規則等	関連法令	法令/規則等の目的
オーストラリア	<p><b>有 (APIを義務化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対して、<b>標準APIにより第三者に情報連携する義務</b>を課している。</li> <li>クレジットカード (credit and charge cards) も対象。</li> </ul>	<p><b>消費者データ規則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CDRルールに基づく拘束力のあるデータ基準。</li> <li><b>標準APIを介した第三者への情報提供を義務付け。</b></li> </ul>	<p><b>競争・消費者法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業界横断的な法律。</li> <li><b>競争と公正な取引を促進し、消費者を保護</b>することにより、<b>国民の厚生 (welfare) を高める</b>ことが目的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争と公正な取引の促進</li> <li>消費者保護</li> <li>国民の厚生の上</li> </ul>
アメリカ	<p><b>無</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行に対して、<b>APIにより第三者に情報連携する義務</b>を課す規則を策定したが、銀行協会の訴訟を契機に<b>CFPB (消費者金融保護局) にて規制内容を見直し中</b>。</li> <li>見直し完了までの間、<b>裁判所が規制を施行停止するよう命じた</b>。</li> <li>クレジットカード口座 (credit card accounts) も対象。</li> </ul>	<p><b>個人金融データ権利規則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドッド・フランク法の関連法である消費者金融保護法の下に位置づけられる規則。</li> <li>企業が管理または保有する情報を消費者に提供するにあたり実務的な内容を定めたもの。</li> <li>銀行協会の訴訟を契機に<b>CFPBにて規制内容を見直し中</b>。</li> </ul>	<p><b>ドッド・フランク法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>金融システムの説明責任と透明性を向上</b>させることによる<b>金融安定の促進</b>が目的。</li> <li><b>企業が管理または保有する情報を消費者に提供しなければならない</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融システムの説明責任と透明性の向上による金融安定</li> <li>上記による納税者・消費者保護</li> <li>スクレイピングのセキュリティ、プライバシーリスクの低減</li> </ul>

※1：本資料においては、「なんらかの手段で金融データを第三者に連携すること」を指す。

# API連携の推進上の課題

- 公正取引委員会の調査や日本クレジット協会のプレゼンテーション（第1回）によれば、APIの費用対効果が合わないと認識している消費者、カード会社が一定数存在しており、検討会では「費用対効果」が推進上の課題として議論された。
- 他方で、消費者、カード会社がAPI連携から得る効果として「利便性向上」や「自社サービスの提供価値向上」等が考えられるため、コスト負担の低減をはかるとともに、コスト・効果の正しい認識の促進、消費者への啓発が重要。
- 消費者の啓発に当たっては、例えば、消費者が自身の情報がAPI連携されているかを確認出来るよう、カード会社はAPI連携を行っている先を開示することが望ましい。



期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性向上</li> <li>・支出状況の把握</li> <li>・セキュリティ向上</li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先サービスも含めた消費者への提供価値の向上による既存カード会員の満足度向上、新規カード会員の獲得</li> <li>・データ利用料収入（無料の場合あり）</li> <li>・セキュリティ向上</li> <li>等</li> </ul>
費用対効果の認識	<p>公正取引委員会報告書「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」によれば、約54%の消費者が家計簿サービスのサービス対価として支払える金額は0円と回答。無料会員のうち、月額300円以上許容できる消費者は約2%。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本クレジット協会のアンケート対象会社の7割がAPI対応をしていることから、多くのカード会社が費用対効果が合うと認識している。</li> <li>・他方で、<b>現状未対応の会社は費用対効果が合わない</b>と認識している。</li> </ul>

# 参考) クレジットカード分野におけるAPI連携に関するコスト

- API連携に関するコストは、既存システムの状況や性能要件等により異なる。
- API未対応（外部の事業者とAPI未連携）の事業者が新たにシステムを構築する場合、トータルで数億円レベル要するケースもある。ただし、社内でのAPI利用があり、既存システムを活用できる際には、外部事業者との接続を開始する場合であっても、コストが下がるケースもある。
- また、API対応済（外部の事業者とAPI連携済）の事業者が接続先を追加する場合は、数十万～数千万で対応可能なケースもある。

コスト分類		説明	コスト	備考
開発費用	初期開発	API未対応の事業者がAPI対応する、もしくはオープンAPIに対応するために新たにシステムを構築する必要がある場合にかかるコスト。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続先が限定的な場合 自社Webシステムと兼ねているケースが多く、トータルで数億円。</li> <li>■ オープンAPIの場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数十億～100億円かかるとの意見あり。</li> </ul>	コストは以下により異なる。 ・既存システムの活用可否 ・性能要件
	API接続先追加	API対応済の事業者がAPI接続先を追加する際にかかるコスト。 性能増強や大幅なAPI仕様の変更がない前提。	数十万～数千万円/社	コストは以下により異なる。 ・性能要件（性能増強の要否） ・既存APIの流用可否 ・接続先追加による影響範囲 ・品質に対する考え方（特に既存サービス品質）
運用費用	共通	API連携サービスを提供するために定常的にかかるコストのうち、全社共通のコスト。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続先が限定的な場合 数千万～数億円/年</li> <li>■ オープンAPIの場合 専用システムが必要な場合もあり相当のコストがかかる。数億～10億円かかるとの意見あり。</li> </ul>	コストは以下により異なる。 ・性能要件
	API接続先単位	API連携サービスを提供するために定常的にかかるコストのうち、接続先単位でかかるコスト。	把握困難、数十万円/社・年	API接続に限定したコストの把握が困難であると回答する社も存在。

※ 上表の内容は、API対応済の大手カード会社数社にヒアリングした結果から作成。会社によってコストは変わるため、全てのカード会社が上表のコストにあてはまるとは限らない。  
 ※ 本スライドでの「オープンAPI」は、「カード会社との接続を希望する会社全てとAPI接続できるようにすること」とする。

# クレジットカード分野におけるAPI連携の推進に向けた更なる取組（案）

- 政府目標の設定により前向きな対応を促すとともに、コスト負担を減らす、コスト・効果を正しく認識する等のための取組を官民で実施する。

取組の方向性	主体	内容
API対応に関する政府目標の設定	経済産業省 日本クレジット協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、クレジットカード分野におけるデータ利活用のより一層の推進が望まれることを踏まえ、政府目標として、「2028年度末までに取扱高9割程度を占めるカード会社がシステム初期投資を完了し、少なくとも自社以外の1社以上とAPI接続する」を設定。</li> <li>・日本クレジット協会は、目標達成に向け、各カード会社への要請や進捗状況の確認等の取組を実施する。</li> </ul>
目標達成に向けたインセンティブ	経済産業省	<p>以下のような制度を周知し、積極的な活用を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大胆な投資促進税制</li> <li>・中堅等大規模成長投資補助金</li> <li>・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金</li> </ul>
API連携の推進に向けた協議会	日本クレジット協会 電子決済等代行業者協会	<p>コスト負担低減、コスト・効果の正しい認識等に向けた協議を行う。例えば、以下議題について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション促進や中期的な観点も含めたAPIの効果、ユースケース、ベストプラクティスの検討・共有</li> <li>・コスト低減に向けた取組の検討</li> <li>・消費者利便性やセキュリティに配慮した情報連携の在り方に関する検討</li> <li>・消費者に対するAPI連携の効果やコストに関する啓発の検討</li> <li>・API連携を進めるに当たっての実務課題</li> </ul> <p>経済産業省、キャッシュレス推進協議会も必要に応じて参加。</p>

以下取組については、API連携の推進に向けた協議会にて費用対効果の評価、実施要否、方法等を検討した上で必要に応じて実施する。

APIガイドラインの改定  
(仕様の詳細化等)

キャッシュレス推進協議会

セキュリティ、仕様の詳細化等によりコスト低減がはかられる場合には、実施。  
実施要否、改訂内容については、API連携の推進に向けた協議会にて議論。

契約書雛形の改定

キャッシュレス推進協議会

契約書雛形を改定することにより契約書が業界で統一できる見込みが立つ場合には実施。  
実施要否、改訂内容については、API連携の推進に向けた協議会にて議論。

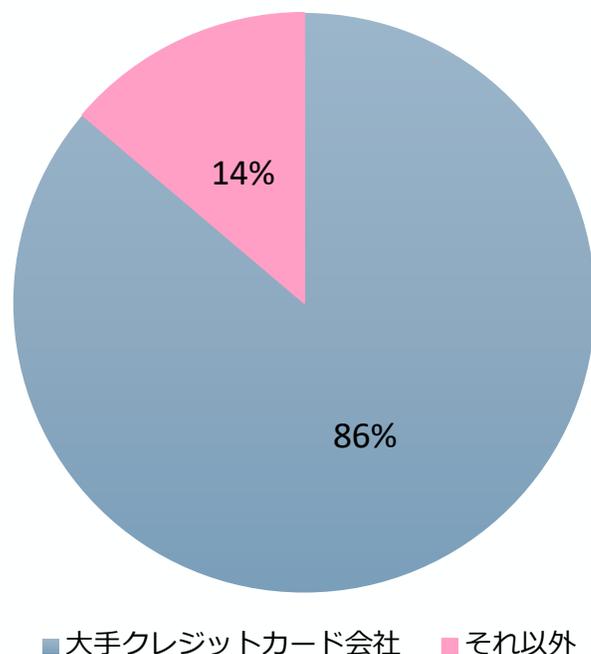
# 政府目標の設定

- データが広く社会で共有され、利用を円滑化することで社会全体の厚生が増大するため、クレジットカード分野におけるデータ利活用のより一層の推進が望まれることを踏まえ、「2028年度末までに取扱高9割程度を占めるカード会社がシステム初期投資を完了し、少なくとも自社以外の1社以上とAPI接続すること」を政府目標として設定する。

## 取扱高に占める大手クレジットカード会社の割合

大手クレジットカード会社※が全体の取扱高の約86%を占めている。

※取扱高が一定以上の会社を大手カード会社として集計



## 目標の考え方

### ■ 割合

- ・より多くの消費者が利用し、投資余力が相対的に高いと考えられる大手カード会社が初期投資を完了することが重要。
- ・左記の取扱高に占める大手クレジットカード会社の割合も踏まえ、9割程度を目標とする。

### ■ 年限

- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画の各取組のスケジュールやカード会社の開発期間を鑑みて2028年度末とする。

# クレジットカード分野におけるAPI連携の推進に向けた工程表（案）

- 各取組について以下スケジュールで進める。

